

地域のニーズを踏まえた国有地の有効活用

- 個々の財産の特性に応じて、公用・公共用の利用を優先し、地域や社会のニーズの多様化に対応した国有地の有効活用を進めています。

国有地の売却等手続について

- ・ 国有財産のうち普通財産(庁舎跡地等)の売却等は、公用・公共用の利用の優先を原則としています。
- ・ 透明性・公平性を確保した手続きとして、優先的に地方公共団体等からの利用要望を受付け、審査、契約金額の見積り合せを経たうえで、売却等を行っています。
- ・ まちづくりに配慮し民間の企画力・知見を反映した土地利用に資するよう、土地利用に関する企画提案を審査したうえで価格競争を行う方法も行っていきます。
- ・ 地域や社会のニーズに対応するために、保育・介護・医療等の社会福祉分野で利用する場合や、有用性が高く希少な国有地は、定期借地権による有効活用も行っていきます。

